

令和2年5月1日

保護者様

松山市立東雲小学校
校長 稲田 直行

臨時休業中の学校での児童の預かりについて

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

4月17日に、愛媛県知事より、「緊急事態宣言」にかかる「感染拡大回避行動」のための行動として、さらなる外出自粛と感染予防の徹底が強く要請され、松山市長からも、「支障がない限り自宅で過ごしてほしい」とのお願いが継続して出されていることから、お子様の感染リスクの回避を最優先に考え、ご家庭のご事情もお察しするところではありますが、極力学校での預かりを控えていただきますようお願いいたします。

そのため、お預かりについては、引き続き下記の条件で、どうしてもやむを得ないご家庭のみとさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 実施期間

令和2年5月7日（木）と5月8日（金）

2 預かりが利用できる対象児童

保護者が労働等により昼間家庭に不在のため、やむを得ず小学生の子どもたちのみで家庭生活を送らざるを得ない小学校1・2年生（旧2年生も含む）

特別支援学級のお子様は、学年を限定せず、個々の状況によるものとします。

3 留意事項

(1) 保護者等の大人が家庭と学校間の送迎をしてください。お子様の安全面を確保するため、お子様だけの登下校は不可とします。

(2) 預かり時間は、午前8時から午後3時までです。給食はありませんので、弁当と水筒を持たせてください。

(3) 学校では授業は行いません。自主学習や読書等を行いながら過ごすことになります。ご家庭にある自主学習で使う教科書・教材や読書用の本を持参してください。（読書用の本については学校にある本を借りて読むことはできます。）

(4) お子様を預ける日に変更がある場合は、学校に必ず連絡してください。

(5) お子様の毎朝の検温を実施し、健康状態に不安がある場合は、登校を控え、症状に応じて適切に対応してください。

切り取り

臨時休業中の学校での児童の預かり申込書

児童生徒	年 組 氏名
保護者氏名	印
緊急時連絡先	優先順位 1 優先順位 2
申込理由	
預ける日※○を付ける	7 日 ・ 8 日

臨時休業が延長になる場合、改めて申込書を提出していただきます。